

政令第二百二十六号

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の七条を加える。

（不要財産の国庫納付）

第二条の二 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付（以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。）について、通則法第四十六条の二第一項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 現物による国庫納付に係る不要財産の内容

二 不要財産と認められる理由

三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

五 現物による国庫納付の予定時期

六 その他必要な事項

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項本文の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

（中期計画に定めた不要財産の国庫納付）

第二条の三 独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、現物による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3 独立行政法人は、第一項の通知を行ったときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

(不要財産の譲渡収入による国庫納付)

第二条の四 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から国庫納付を行うこと（以下「譲渡収入による国庫納付」という。）について、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容
- 二 不要財産と認められる理由
- 三 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由
- 四 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額
- 五 譲渡によって得られる収入の見込額
- 六 譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

- 七 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
- 八 譲渡の方法
- 九 譲渡の予定時期
- 十 譲渡収入による国庫納付の予定時期
- 十一 その他必要な事項
- 2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項本文の規定による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出するものとする。
  - 一 当該不要財産の内容
  - 二 譲渡によって得られた収入の額（第二条の六第一項及び第二項第二号において「譲渡収入額」という。）
  - 三 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額
  - 四 譲渡した時期
- 3 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

4 主務大臣は、第二項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の二第二項本文の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額を独立行政法人に通知するものとする。

5 独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、同項の規定により通知された金額を国庫に納付するものとする。

(中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付)

第二条の五 独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、譲渡収入による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の通知があつた場合について準用する。

(簿価超過額の国庫への納付)

第二条の六 独立行政法人は、譲渡収入額に当該財産の帳簿価額を超える額(以下この条において「簿価超過額」という。)があつた場合には、通則法第四十六条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一

部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、第二条の四第五項（前条第三項において準用する場合を含む。）の主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額を国庫に納付するものとする。

2 独立行政法人は、簿価超過額があつた場合において、通則法第四十六条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときは、第二条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二 帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額

三 簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由

3 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額を国庫に納付するものとする。

（国庫に納付する不要財産等の帰属する会計）

第二条の七 通則法第四十六条の二第一項の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項若しくは第三項の規定により不要財産に関し国庫に納付する金額は、当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計に帰属する。

2 前項の規定により国庫に納付する不要財産又は金額が帰属するものとされる会計が廃止されている場合その他当該会計の状況に照らして同項の規定によることが適当でないと認められる場合には、同項の規定にかかわらず、当該不要財産又は金額が帰属すべき会計を主務大臣及び財務大臣が定めるものとする。

(資本金の減少に係る通知及び報告)

第二条の八 主務大臣は、通則法第四十六条の二第四項の規定により独立行政法人に対する政府からの出資がなかったものとされ、独立行政法人の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を独立行政法人に通知するものとする。

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告するものとする。

3 主務大臣は、前項の報告があったときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に通知するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この政令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

### (経過措置)

第二条 改正法附則第三条の規定に基づき主務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡に対するこの政令による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二条の四及び第二条の六の規定の適用については、同令第二条の四第一項第一号中「譲渡収入による国庫納付」とあるのは「主務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡」と、同項第四号中「申請」とあるのは「譲渡」と、同項第五号中「得られる収入の見込額」とあるのは「得られた収入の額」と、同項第六号中「要する」とあるのは「要した」と、「見込額」とあるのは「金額」と、同項第九号中「譲渡の予定」とあるのは「譲渡した」と、同条第三項中「前項の報告書には、同項各号」とあるのは「第一項の申請書には、同項第五号及び第六号」と、同条第四項中「第二項の報告書の提出を受けた



」とあるのは「第一項の申請に係る認可をした」と、同令第二条の六第二項中「第二条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書」とあるのは「第二条の四第一項の申請書」とし、同令第二条の四第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

（日本私立学校振興・共済事業団法施行令の一部改正）

第三条 日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

（不要財産に係る国庫納付等）

第十五条の二 法第三十八条の二において準用する独立行政法人通則法第四十六条の二第六項の政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項については、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二条の二から第二条の六まで、第二条の七第一項及び第二条の八の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同令第二条の

二、第二条の四第一項、第二項及び第四項、第二条の六、第二条の七第一項並びに第二条の八第一項及び第二項中「通則法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する通則法」と、同令第二条の二第一項第四号及び第二条の四第一項第七号中「支出の額、会計の区分」とあるのは「支出の額」と、同令第二条の三第一項及び第二条の五第一項中「通則法第四十四条第三項」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する通則法第三十条第一項」と、「通則法第三十条第二項第四号の二」とあるのは「同条第二項第四号の二」と、同令第二条の七第一項中「当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計」とあるのは「一般会計」と読み替えるものとする。

(日本私立学校振興・共済事業団法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 改正法附則第九条第二項の規定に基づき文部科学大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定められた財産の譲渡に対する前条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法施行令第十五条の二において準用するこの政令による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二条の四及び第二条の六の規定の適用については、同令第二条の四第一項第一号中「譲渡収入によ

る国庫納付」とあるのは「文部科学大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡」と、同項第四号中「申請」とあるのは「譲渡」と、同項第五号中「得られる収入の見込額」とあるのは「得られた収入の額」と、同項第六号中「要する」とあるのは「要した」と、「見込額」とあるのは「金額」と、同項第九号中「譲渡の予定」とあるのは「譲渡した」と、同条第三項中「前項の報告書には、同項各号」とあるのは「第一項の申請書には、同項第五号及び第六号」と、同条第四項中「第二項の報告書の提出を受けた」とあるのは「第一項の申請に係る認可をした」と、同条第二條の六第二項中「第二條の四第二項（前條第三項において準用する場合を含む。）の報告書」とあるのは「第二條の四第一項の申請書」とし、同令第二條の四第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第五條 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第八條を削り、第九條を第八條とし、第十條を第九條とする。

第十一條第三項中「、機構」を「、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）」に改め、同

条を第十条とし、第十二条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第十五条第二項中「第十一条第三項第一号」を「第十条第三項第一号」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条第二項第三号中「第十一条第三項第一号」を「第十条第三項第一号」に改め、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

第十八条第一項第二号中「第十一条第三項第一号」を「第十条第三項第一号」に改め、同条を第十七条とする。

（独立行政法人国際交流基金法施行令の一部改正）

第六条 独立行政法人国際交流基金法施行令（平成十五年政令第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「受けた場合」の下に「又は運用資金の一部が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産に当たするため、同条の規定によりこれを国庫に納付する場合」を加える。

（総合法律支援法施行令の一部改正）

第七条 総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」の下に「・第十九条」を加える。

第十八条第二項中「（平成十一年法律第百三号）」を削り、同条を第十九条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の規定の準用）

第十八条 法第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第六項の政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項については、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二条の二から第二条の六まで、第二条の七第一項及び第二条の八の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「独立行政法人」とあるのは「日本司法支援センター」と、「主務大臣」とあるのは「法務大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人の組織、運営及	読み替えられる字句	読み替える字句
----------------------	-----------	---------

<p>び管理に係る共通的な 事項に関する政令の規 定</p>	<p>第二条の二第一項</p>	<p>第二条の二第一項第四 号</p>	<p>第二条の二第二項</p>
	<p>通則法第四十六条の二第一項 の</p>	<p>本文 通則法第四十六条の二第一項</p>	<p>支出の額、会計の区分</p>
	<p>準用通則法（総合法律支援法（平成十六年 法律第七十四号）第四十八条において準用 する独立行政法人通則法（平成十一年法律 第三百号）をいう。以下同じ。）第四十六 条の二第一項の</p>	<p>準用通則法第四十六条の二第一項本文</p>	<p>支出の額</p>
<p>準用通則法</p>	<p>通則法</p>		

<p>第二條の六第一項から第三項まで</p>	<p>第二條の五第一項</p>	<p>第二條の四第二項及び第四項</p>	<p>第二條の四第一項第七号</p>	<p>第二條の四第一項</p>	<p>第二條の三第一項</p>		
<p>通則法</p>	<p>の二 通則法第三十條第二項第四号</p>	<p>通則法第四十四條第三項</p>	<p>通則法</p>	<p>支出の額、會計の区分</p>	<p>通則法</p>	<p>の二 通則法第三十條第二項第四号</p>	<p>通則法第四十四條第三項</p>
<p>準用通則法</p>	<p>同法第四十一條第二項第六号</p>	<p>總合法律支援法第四十五條第三項</p>	<p>準用通則法</p>	<p>支出の額</p>	<p>準用通則法</p>	<p>同法第四十一條第二項第六号</p>	<p>總合法律支援法第四十五條第三項</p>

第二条の七第一項	通則法 当該不要財産に係る政府の出 資又は支出に係る会計	準用通則法 一般会計
第二条の八第一項及び 第二項	通則法	準用通則法

(総合法律支援法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 改正法附則第三十条第二項の規定に基づき法務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡に対する前条の規定による改正後の総合法律支援法施行令第十八条で準用するこの政令による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二条の四及び第二条の六の規定の適用については、同令第二条の四第一項第一号中「譲渡収入による国庫納付」とあるのは「法務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡」と、同項第四号中「申請」とあるのは「譲渡」と、同項第五号中「得られる収入の見込額」とあるのは「得られた収入の額」と、同項第六号中「要する」とあるのは「要した」と、「見込額」とあるのは「金額」と、同項第九号中「譲渡の予定」とあ



るのは「譲渡した」と、同条第三項中「前項の報告書には、同項各号」とあるのは「第一項の申請書には、同項第五号及び第六号」と、同条第四項中「第二項の報告書の提出を受けた」とあるのは「第一項の申請に係る認可をした」と、同令第二条の六第二項中「第二条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書」とあるのは「第二条の四第一項の申請書」とし、同令第二条の四第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

（証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第九条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条中「第四十七条の規定による改正後の」を削り、「第十六条第二項」を「第十五条第二項」に改める。